

石川町公告 第 7 号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項の規定により、下記の地域計画を策定したので、同条第8項の規定により公告する。

令和7年3月6日

石川町長 首藤 剛太郎



1 地域計画を作成した地区

- (1) 石川地区（旧新田集落、中新田集落、石塚集落）
- (2) 母畑地区（母畑第1集落、母畑第2集落、母畑第3集落、母畑第4集落
湯郷渡川前集落、湯郷渡前組集落、出戸北山集落、入北山集落）
- (3) 中谷地区（高野集落、内出集落、大塚集落、矢造集落、三森集落、前後集落）
- (4) 中谷地区（双里集落、形見集落、谷沢集落、坂路集落、谷地集落）
- (5) 山橋地区（山形西集落、山形東集落、山形中集落、北山形集落、板橋西集落、
板橋東集落、板橋南集落）
- (6) 沢田地区（鳥内集落、新屋敷集落、大池集落、赤羽集落、竹柄集落）
- (7) 野木沢地区（塩沢集落）
- (8) 野木沢地区（中野集落、曲木集落）

2 縦覧場所

石川町役場 農政課

石川町字長久保185番地の4